

公 告

下記の業務委託について、制限付き一般競争入札を執行しますので、藤枝市財務規則（昭和 52 年藤枝市規則第 11 号）第 122 条の規定に基づき公告します。

平成 30 年 11 月 19 日

藤枝市長 北 村 正 平



1 担当部局

藤枝市 環境水道部 環境政策課

〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目 15 番 25 号 藤枝市役所南館 3 階 電話番号 054-643-3183

2 競争入札に付する事業

(1) 入札番号 第 4 号

(2) 業務委託名 平成 30 年度藤枝市省エネルギー対策推進業務委託

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の既定に該当しない者であること。

(2) 平成 29・30 年度藤枝市物品の製造等入札参加資格または、平成 30・31 年度藤枝市建設関連業務委託（コンサルタント）の入札参加資格を有している者であること。

(3) 次のアに掲げる技術資格を有する者若しくはイからサに掲げる要件のいずれかを満たす者。

ア 第一種エコチューニング技術者

イ 第二種エコチューニング技術者資格取得後、建築物のエネルギー管理に関する実務経験（※）が 2 年以上であること。

ウ 技術士（建設、電気・電子、機械、衛生工学）資格を有し、建築物のエネルギー管理に関する実務経験が 1 年以上であること。

エ エネルギー管理士資格を有し、建築物のエネルギー管理に関する実務経験が 1 年以上であること。

オ 建築設備士資格を有し、建築物のエネルギー管理に関する実務経験が 1 年以上であること。

カ 電気主任技術者資格を有し、建築物のエネルギー管理に関する実務経験が 1 年以上であること。

キ ボイラー技士（特級、一級）資格を有し、建築物のエネルギー管理に関する実務経験が 1 年以上であること。

ク 冷凍機械責任者（第一種、第二種）資格を有し、建築物のエネルギー管理に関する実務経験が 1 年以上であること。

ケ 建築物環境衛生管理技術者資格を有し、建築物のエネルギー管理に関する実務経験が 1 年以上であること。

コ 1級ビル設備管理技能士資格を有し、建築物のエネルギー管理に関する実務経験が1年以上であること。

サ 設備設計一級建築士資格を有し、建築物のエネルギー管理に関する実務経験が1年以上であること。

※ 建築物のエネルギー管理に関する実務経験とは、次の①から③のいずれかの業務に該当する。

① ビルの設備（電気・空調・給排水衛生設備等）の維持管理業務

② ビルの運営管理に関して、維持管理業務を指示、監督する業務

③ ビルの省エネルギー等に関する診断・コンサルタント業務

(4) 次のアからオのいずれにも該当しないものであること。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不正に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

(5) 障害者差別解消法第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成28年3月11日藤枝市長決定）第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意し、障害のある方に対して適切な対応を行う者であること。

4 仕様書の配布期間、配布場所

(1) 配布期間 平成30年11月19日（月）から平成30年11月26日（月）まで
ただし、土曜・日曜・祝日を除く。

(2) 配布場所 上記1および藤枝市ホームページ

5 関連資料の閲覧期間、閲覧場所

(1) 閲覧期間 平成30年11月19日（月）から平成30年11月29日（木）まで

(2) 閲覧場所 上記1

6 入札参加資格確認申請

本入札に参加を希望する場合には次により申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 平成30年11月19日（月）から平成30年11月26日（月）まで
ただし、土曜・日曜・祝日を除く。

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 申請場所

藤枝市岡出山二丁目 15 番 25 号 電話番号 054-643-3183

(3) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 上記 3 (3) が確認できる資料

7 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認の結果は、平成 30 年 11 月 27 日 (火) までに入札参加資格確認通知書により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面により説明を求めることができる。

ア 受付期間 平成 30 年 11 月 28 日 (水) から平成 30 年 11 月 29 日 (木) まで
午前 9 時から午後 5 時まで (土曜・日曜・祝日を除く)

イ 受付場所 藤枝市岡出山二丁目 15 番 25 号 藤枝市環境水道部環境政策課

ウ 回答 平成 30 年 11 月 30 日 (金) までに行う。

8 入札手続き等

(1) 入札執行日時 平成 30 年 12 月 5 日 (水) 午前 10 時 00 分から

(2) 入札執行場所 藤枝市岡出山二丁目 11 番 1 号 藤枝市役所本庁舎東館 1 階 101 会議室

(3) 入札方法 入札書の持参による (郵送又は電送による入札は認めない)

入札執行回数は 2 回を限度とする。

(4) 持参書類 入札書、入札参加資格確認通知書の写し、委任状 (代理人が入札する場合)

(5) 最低制限価格 なし

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 免除

(8) 前払金 なし

(9) 平成 30 年度藤枝市省エネルギー対策推進業務委託契約入札心得

入札心得は、藤枝市ホームページ (各課のページ・環境政策課) に掲載する。入札参加者は遵守すること。

(10) 入札の無効

無効となる入札については、平成 30 年度藤枝市省エネルギー対策推進業務委託契約入札心得の定めによる。入札参加資格を確認された者であっても、その後に入札参加資格がないことが明らかになったときは、その者がした入札は無効とする。

(11) 不落随意契約

限度とする回数の入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づき随意契約に移行し、最低価格をもって入札した者から見積書を徴収し、予定価格の制限の範囲内で決定する。ただし、最低価格をもって入札した者が随意契約を希望しない場合は、この限りではない。